



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
(JASDAQ・コード番号：2776)

代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝

問合せ先 取締役 半田 紗弥

電 話 03-6659-5141

当社株式の債務超過及び業績基準による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月期において債務超過の状態となったこと及び平成 26 年 1 月期から平成 29 年 1 月期まで 4 期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから、株式会社東京証券取引所における上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたが、本日、有価証券報告書を関東財務局に提出した結果、平成 30 年 1 月期において、債務超過が解消されかつ営業キャッシュ・フローがプラスを計上したことから、猶予期間入り銘柄から解除されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 29 年 2 月 1 日 至 平成 30 年 1 月 31 日）

2. 債務超過及び業績基準に係る猶予期間からの解除について

当社は、平成 29 年 1 月期において債務超過の状況となっており、有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号（関連規則は同第 601 条第 1 項第 5 号本文）に定める上場廃止基準に係る猶予期間に入っておりましたが、平成 30 年 1 月期において純資産額が 116,732 千円となり、債務超過が解消されたことから、本日、株式会社東京証券取引所より、債務超過に係る猶予期間入り銘柄からの解除について発表がありました。

また、当社は、平成 26 年 1 月期から平成 29 年 1 月期において、営業利益及び営業キャッシュ・フローの額が 4 期連続でマイナスとなったことから、有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 2 号に定める上場廃止基準に係る猶予期間に入っておりました。

本件につきまして、平成 30 年 1 月期の営業キャッシュ・フローがプラスを計上いたしましたので、本日、株式会社東京証券取引所より、「業績」基準に係る猶予期間入り銘柄からの解除について発表がありました。

3. 今後の見通し

平成 30 年 3 月 15 日公表の「平成 30 年 1 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」添付資料 4 ページ「1. 経営成績等の概況 (4) 今後の見通し」に記載のとおりであります。

以上